

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	メンタルヘルス対策支援センターを利用した事業場から、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合 (単位: %)	当該事業を利用した事業場からの聴取記録等による指標。
(調査名・資料出所、備考) 指標1はメンタルヘルス対策支援センターの調査による。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	メンタルヘルス対策支援センターへの相談件数 (単位: 件)	メンタルヘルス対策支援センターの窓口への相談数による指標。
(調査名・資料出所、備考) 指標1はメンタルヘルス対策支援センターの調査による。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部企画課

事業名	仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励																																										
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標4 勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること</p>																																										
事業の概要	<p>仕事と生活の調和の実現に向けた地域における取組を促進するため、積極的に取り組もうとする意欲のある自治体を「仕事と生活の調和推進宣言都市」に指定し、宣言都市が行う取組に対する支援を行う。</p>																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であり、「行動指針」においても、国の果たすべき役割として、「全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する」と謳われていることから、行政が積極的に関与していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での社会的気運の醸成に繋げるものであり、国及び地方双方での取組が重要であるといえる。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 民間団体に事業の実施を委託することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">無し。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>事業の実施→関係者の理解→関係者による取組の実施→仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業の有効性</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 仕事と生活の調和の推進のための社会的気運の醸成を図るためには、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での気運の醸成に繋げることが重要である。そうすることで、漸次全国各地の企業等への波及効果が期待できることから、本事業は有効であると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">仕事と生活の調和の実現のためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情を勘案する必要があるが、本事業はこれに積極的に取り組もうとする自治体を対象とするものであり、投入した費用に対し十分な効果が期待できる。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であり、「行動指針」においても、国の果たすべき役割として、「全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する」と謳われていることから、行政が積極的に関与していく必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 本事業は、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での社会的気運の醸成に繋げるものであり、国及び地方双方での取組が重要であるといえる。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 民間団体に事業の実施を委託することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無		無し。				政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)		事業の実施→関係者の理解→関係者による取組の実施→仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成		事業の有効性		(理由) 仕事と生活の調和の推進のための社会的気運の醸成を図るためには、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での気運の醸成に繋げることが重要である。そうすることで、漸次全国各地の企業等への波及効果が期待できることから、本事業は有効であると評価できる。		仕事と生活の調和の実現のためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情を勘案する必要があるが、本事業はこれに積極的に取り組もうとする自治体を対象とするものであり、投入した費用に対し十分な効果が期待できる。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																								
(理由) 仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であり、「行動指針」においても、国の果たすべき役割として、「全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する」と謳われていることから、行政が積極的に関与していく必要がある。																																											
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																								
(理由) 本事業は、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での社会的気運の醸成に繋げるものであり、国及び地方双方での取組が重要であるといえる。																																											
民営化や外部委託の可否	可	否																																									
(理由) 民間団体に事業の実施を委託することとしている。																																											
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無																																									
無し。																																											
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																											
事業の実施→関係者の理解→関係者による取組の実施→仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成																																											
事業の有効性																																											
(理由) 仕事と生活の調和の推進のための社会的気運の醸成を図るためには、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での気運の醸成に繋げることが重要である。そうすることで、漸次全国各地の企業等への波及効果が期待できることから、本事業は有効であると評価できる。																																											
仕事と生活の調和の実現のためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情を勘案する必要があるが、本事業はこれに積極的に取り組もうとする自治体を対象とするものであり、投入した費用に対し十分な効果が期待できる。																																											

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	「余暇と余暇生活」、「家族」、「地域生活」をより重要と考える人の率	仕事と生活の調和の推進に向けた社会的気運が醸成されれば、左記事項をより重要と考える国民が増加するものと考えられる。
2		
(調査名・資料出所、備考) 内閣府国民生活局「国民生活選好度調査」による。 なお、本調査は3年に一度実施され、直近では平成20年度に実施されている。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	仕事と生活の調和推進宣言都市数	仕事と生活の調和推進宣言を実施する都市数が多いほど、本事業の訴求対象人口が増加するものと考えられ、社会的気運の醸成に資するものといえる。
(調査名・資料出所、備考) 業務委託先事業者からの報告に基づき集計予定。		

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局公共職業安定所運営企画室

事業名	ふるさとハローワーク推進事業(仮称)																																															
政策体系上の位置付け	基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること 施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること																																															
事業の概要	地方公共団体(都道府県等)が独自の雇用対策を国と共同で実施することを要請する場合、国が職業紹介・職業相談を実施し、地方公共団体がセミナー、就業準備講習、面接会、事業所情報の提供等を実施する仕組みを整備する。この地方公共団体が講ずる施策の一部を事業内容に応じ、民間団体に委託して実施する。																																															
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="399 750 1380 907"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、地方公共団体が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組合わせ実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図ることを通じ、就職機会の拡大を図るものであることから、高い公益性を有し、行政の関与の下、実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、全国ネットワークによる職業紹介サービスを求人情報や職業紹介のノウハウを有する公共職業安定所(国)が提供し、それ以外の地域の実情に応じた雇用対策を都道府県等が提供する共同事業の形態である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業のうち「ふるさとハローワーク委託事業」については、地方公共団体が自ら講ずる行政施策(企業誘致等の産業施策、男女共同参画施策等)と連携を図りながら対策を講ずることも重要であるため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に、セミナー、講習、面接会等の事業を委託して実施することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方) 「ジョブカフェ」が若年者を対象とした雇用対策であるのに対して、「ふるさとハローワーク」では、対象年齢の区切りを設けず、地域の特性に応じた対象者に応じて就職支援を行う。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="399 1332 1380 1422"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>地域の特性に応じたワンストップの就職支援の実施により、よりきめ細やかな支援が可能となり求職者の就職が一層促進される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="399 1456 1380 1523"> <tr> <td>国と都道府県等の共同による地域の実情に応じた就職支援を行うため、既存の組織・ノウハウを活用した事業を実施することができ効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:2,740百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="391 1713 1372 2105"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 就職件数(件) (-)</td> <td>ふるさとハローワークを利用する求職者の就職件数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。</td> </tr> <tr> <th>アウトプット指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> <tr> <td>1 相談件数(件) (-)</td> <td>ふるさとハローワークへの来所者数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。</td> </tr> </tbody> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 本事業は、地方公共団体が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組合わせ実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図ることを通じ、就職機会の拡大を図るものであることから、高い公益性を有し、行政の関与の下、実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> その他	(理由) 本事業は、全国ネットワークによる職業紹介サービスを求人情報や職業紹介のノウハウを有する公共職業安定所(国)が提供し、それ以外の地域の実情に応じた雇用対策を都道府県等が提供する共同事業の形態である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 本事業のうち「ふるさとハローワーク委託事業」については、地方公共団体が自ら講ずる行政施策(企業誘致等の産業施策、男女共同参画施策等)と連携を図りながら対策を講ずることも重要であるため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に、セミナー、講習、面接会等の事業を委託して実施することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方) 「ジョブカフェ」が若年者を対象とした雇用対策であるのに対して、「ふるさとハローワーク」では、対象年齢の区切りを設けず、地域の特性に応じた対象者に応じて就職支援を行う。				事業の有効性	地域の特性に応じたワンストップの就職支援の実施により、よりきめ細やかな支援が可能となり求職者の就職が一層促進される。	国と都道府県等の共同による地域の実情に応じた就職支援を行うため、既存の組織・ノウハウを活用した事業を実施することができ効率的である。	アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明	1 就職件数(件) (-)	ふるさとハローワークを利用する求職者の就職件数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)	(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明	1 相談件数(件) (-)	ふるさとハローワークへの来所者数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)	(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																													
(理由) 本事業は、地方公共団体が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組合わせ実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図ることを通じ、就職機会の拡大を図るものであることから、高い公益性を有し、行政の関与の下、実施する必要がある。																																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> その他																																													
(理由) 本事業は、全国ネットワークによる職業紹介サービスを求人情報や職業紹介のノウハウを有する公共職業安定所(国)が提供し、それ以外の地域の実情に応じた雇用対策を都道府県等が提供する共同事業の形態である。																																																
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																														
(理由) 本事業のうち「ふるさとハローワーク委託事業」については、地方公共団体が自ら講ずる行政施策(企業誘致等の産業施策、男女共同参画施策等)と連携を図りながら対策を講ずることも重要であるため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に、セミナー、講習、面接会等の事業を委託して実施することとしている。																																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無																																														
(有の場合の整理の考え方) 「ジョブカフェ」が若年者を対象とした雇用対策であるのに対して、「ふるさとハローワーク」では、対象年齢の区切りを設けず、地域の特性に応じた対象者に応じて就職支援を行う。																																																
事業の有効性	地域の特性に応じたワンストップの就職支援の実施により、よりきめ細やかな支援が可能となり求職者の就職が一層促進される。																																															
国と都道府県等の共同による地域の実情に応じた就職支援を行うため、既存の組織・ノウハウを活用した事業を実施することができ効率的である。																																																
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明																																															
1 就職件数(件) (-)	ふるさとハローワークを利用する求職者の就職件数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)																																															
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。																																																
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明																																															
1 相談件数(件) (-)	ふるさとハローワークへの来所者数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)																																															
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。																																																

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)			

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局首席職業指導官室

事業名	大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備																																																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>																																																		
事業の概要	<p>非正規労働者の特に多い大都市圏(東京、愛知、大阪)に非正規労働者の安定した就職を支援するため、「非正規労働者就労支援センター」(仮称)を設置して、以下の取組等を行う。</p> <p>(1) 担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等 自己理解・労働市場の理解支援から応募書類の書き方、面接の受け方指導等、個々の対象者の状況、課題等に応じて、担当制によるきめ細かな支援の実施。</p> <p>(2) 公共職業訓練の受講希望者に対する支援 能力等に応じた公共職業訓練に係る情報提供や受講相談、受講あっせん等を実施。</p> <p>(3) 求職者のニーズ、能力等に応じた求人開拓の実施 求職者のニーズ、能力等に応じて、トライアル雇用や紹介予定派遣に係る求人開拓。</p> <p>(4) 公共職業安定所の求人情報をはじめとした各種就職情報の提供</p>																																																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">本事業の担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等の支援等を通じ、より多くの非正規労働者の常用就職を図ることが期待される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、非正規労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:607百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由)				非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由)				非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由)				本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性		本事業の担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等の支援等を通じ、より多くの非正規労働者の常用就職を図ることが期待される。		非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、非正規労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																																
(理由)																																																			
非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。																																																			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																																
(理由)																																																			
非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。																																																			
民営化や外部委託の可否	可	否																																																	
(理由)																																																			
本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。																																																			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																																	
(有の場合の整理の考え方)																																																			
事業の有効性																																																			
本事業の担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等の支援等を通じ、より多くの非正規労働者の常用就職を図ることが期待される。																																																			
非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、非正規労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。																																																			

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
「非正規労働者就労支援センター（仮称）」の支援対象者のうち、常用就職した者の割合（単位：％）	本事業は、非正規労働者の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
非正規労働者就労支援センター（仮称）の支援対象者数（単位：人）	本事業は、安定した就職を希望する非正規労働者を支援対象としているところ、その支援対象者数を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局首席職業指導官室

事業名	公共職業安定所における日雇派遣労働者等に対する安定就職に向けての支援																	
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>																	
事業の概要	<p>全国の主要な公共職業安定所151か所に「安定就職コーナー(仮称)」を設置し、日雇派遣労働者等であった者で直接雇用による安定した職業に就くことを希望するものに対し、担当者制により以下の就職支援を行う。</p> <p>(1) 担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等 対象者の状況、課題等に応じて担当者制による総合的かつ一貫した支援。</p> <p>(2) 安定就職に向けた短期就労のための求人開拓 最終的な常用就職を視野に入れた短期就業やトライアル雇用のあっせん等を支援するとともに、そのための求人開拓を実施。</p> <p>(3) 安定就職者(日雇派遣等経験者)の職場見学ツアーと意見交換会</p> <p>(4) トライアル雇用の活用による日雇派遣労働者の常用雇用の促進</p>																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="389 943 1390 981"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 日雇派遣労働者等として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="389 1144 1390 1182"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 日雇派遣労働者として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。</p> <table border="1" data-bbox="389 1317 1390 1355"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> </tr> </table> <p>(理由) 本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。</p> <table border="1" data-bbox="389 1467 1390 1505"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table> <p>(有の場合の整理の考え方)</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="389 1615 1390 1697"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>本事業による担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等を実施することにより、より多くの日雇派遣労働者であった者の常用就職を図ることが期待される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="389 1742 1390 1951"> <tr> <td>日雇派遣労働者が不意なままこうした雇用形態での就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、日雇派遣労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,687百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	民営化や外部委託の可否	可	否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無	事業の有効性	本事業による担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等を実施することにより、より多くの日雇派遣労働者であった者の常用就職を図ることが期待される。	日雇派遣労働者が不意なままこうした雇用形態での就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、日雇派遣労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他															
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他															
民営化や外部委託の可否	可	否																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																
事業の有効性	本事業による担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等を実施することにより、より多くの日雇派遣労働者であった者の常用就職を図ることが期待される。																	
日雇派遣労働者が不意なままこうした雇用形態での就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、日雇派遣労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。																		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	安定就職コーナー（仮称）の支援対象者のうち、常用就職した者の割合 (単位：%)	本事業は、日雇派遣労働者等の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
2	トライアル雇用常用雇用移行率（単位：%）	本事業は、日雇派遣労働者等の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 指標 1 及び 2 資料出所：職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	安定就職コーナー（仮称）の支援対象者数 (単位：人)	本事業は、安定した就職を希望する日雇派遣労働者等を支援対象としているところ、その支援対象者数を「評価指標」とすることが適当であるため。
2	トライアル雇用開始者数 (単位：人)	本事業は、日雇派遣労働者等の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 指標 1 及び 2 資料出所：職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部署名：職業安定局首席職業指導官室

事業名	緊急地域共同就職支援事業(仮称)																																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>																																		
事業の概要	<p>雇用失業情勢が特に厳しい8道県において、「緊急地域共同就職支援事業」を創設し、国が実施する職業相談・職業紹介と、当該道県が独自で実施する不況業種等からの職種転換支援、離職者の生活安定支援等の雇用対策に密接に関連した講習、面接会、企業体験等を一体的に実施する。また、そのための拠点として、「地域共同就職支援センター(仮称)」を設置する。</p>																																		
【評価結果の概要】	<p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 近年、8道県の有効求人倍率は、特に厳しい水準で推移しているところ、今後もこのような就職機会の乏しい状態で推移した場合には、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、公共職業安定所(国)が提供する全国ネットワークによる職業紹介と施策を独自に実施する地域の実情に応じた雇用対策を8道県が提供する共同事業の形態である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業の一部については、当該地域において適切と判断される民間団体に委託して実施する。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">本事業は、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することにより、地域の雇用失業情勢の改善に資することとなることが期待される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">雇用失業情勢が特に厳しい地域において改善を図っていくためには、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することが効果的である。本事業は、このような考え方に沿って実施するものであるとともに、既存の組織・ノウハウを活用して低廉な方法によることとしているため、費用対効果の観点から効率的である。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 近年、8道県の有効求人倍率は、特に厳しい水準で推移しているところ、今後もこのような就職機会の乏しい状態で推移した場合には、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> その他	(理由) 本事業は、公共職業安定所(国)が提供する全国ネットワークによる職業紹介と施策を独自に実施する地域の実情に応じた雇用対策を8道県が提供する共同事業の形態である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 本事業の一部については、当該地域において適切と判断される民間団体に委託して実施する。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性		本事業は、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することにより、地域の雇用失業情勢の改善に資することとなることが期待される。		雇用失業情勢が特に厳しい地域において改善を図っていくためには、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することが効果的である。本事業は、このような考え方に沿って実施するものであるとともに、既存の組織・ノウハウを活用して低廉な方法によることとしているため、費用対効果の観点から効率的である。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																
(理由) 近年、8道県の有効求人倍率は、特に厳しい水準で推移しているところ、今後もこのような就職機会の乏しい状態で推移した場合には、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。																																			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> その他																																
(理由) 本事業は、公共職業安定所(国)が提供する全国ネットワークによる職業紹介と施策を独自に実施する地域の実情に応じた雇用対策を8道県が提供する共同事業の形態である。																																			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																	
(理由) 本事業の一部については、当該地域において適切と判断される民間団体に委託して実施する。																																			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																	
事業の有効性																																			
本事業は、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することにより、地域の雇用失業情勢の改善に資することとなることが期待される。																																			
雇用失業情勢が特に厳しい地域において改善を図っていくためには、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することが効果的である。本事業は、このような考え方に沿って実施するものであるとともに、既存の組織・ノウハウを活用して低廉な方法によることとしているため、費用対効果の観点から効率的である。																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:621百万円)</p>																																		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
「地域共同就職支援センター（仮称）」利用者の就職件数（単位：件） （一）	本事業の実施により、当該地域における就職機会の増大を図ることとしているため、「地域共同就職支援センター（仮称）」利用者の就職件数とした。 なお、地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
「地域共同就職支援センター（仮称）」利用者の相談件数（単位：件） （一）	本事業は、雇用失業情勢の特に厳しい地域において、事業の中核的な拠点として「地域共同就職支援センター（仮称）」を設置して、各種の雇用対策を実施しているため、その支援対象者の相談件数とした。 なお、地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書(事前)要旨

担当部局名:
職業安定局首席職業指導官室
職業安定局介護労働対策室

評価実施時期:平成20年8月

事業名	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援																																																															
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p> <p>施策目標2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること</p>																																																															
事業の概要	<p>(1) 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の創設 雇用管理の改善を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介助福祉機器の導入等、介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援を実施。</p> <p>(2) 雇用管理改善等援助事業の推進 介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等の実施。</p> <p>(3) 「福祉人材ハローワーク(仮称)」の創設等 福祉人材の安定的な確保が特に困難な大都市圏(東京、愛知、大阪)に福祉・介護サービス分野に特化したマッチング拠点である「福祉人材ハローワーク(仮称)」を設置し、潜在的有資格者等の掘り起こし、きめ細かな職業相談・職業紹介等の人材確保支援を行う。また、全国57か所のハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を設置し、福祉・介護サービス分野の職業紹介等の人材確保支援を行う。</p>																																																															
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="384 1205 1390 1883"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="6"> <p>少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。</p> <p>こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="6"> <p>今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないよう、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>否</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="6"> <p>本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。</p> </td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="384 1928 1390 2085"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td colspan="6"> <p>本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。</p> </td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	その他	(理由)	<p>少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。</p> <p>こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。</p>						国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	その他	(理由)	<p>今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないよう、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。</p>						民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/>	可	<input checked="" type="checkbox"/>	否	<input type="checkbox"/>		(理由)	<p>本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。</p>						他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>		(有の場合の整理の考え方)							事業の有効性	<p>本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。</p>					
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	その他																																																										
(理由)	<p>少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。</p> <p>こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。</p>																																																															
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	その他																																																										
(理由)	<p>今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないよう、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。</p>																																																															
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/>	可	<input checked="" type="checkbox"/>	否	<input type="checkbox"/>																																																											
(理由)	<p>本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。</p>																																																															
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>																																																											
(有の場合の整理の考え方)																																																																
事業の有効性	<p>本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。</p>																																																															

(3) 効率性の評価

福祉・介護サービス分野における人材の確保・定着を促進するための手段として、雇用管理の改善に自ら取り組む事業主等に対して支援していくことが効率的かつ効果的である。

本事業は、雇用管理の改善に取り組む事業主等を支援するとともに、専門的なノウハウを有する公共職業安定所、介護労働安定センター等の既存の組織を活用しつつ、最も低廉な方法により事業を実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(政策等への反映の方向性)

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

(概算要求額:10,501百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合(単位:%)	本事業は、助成金の支給等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
2	雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて一年経過した時点における同事業を受けたときからの自己都合による離職率(単位:%)	本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
3	福祉関連職業の充足率(単位:%)	本事業は、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標とした。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: ・指標1は、助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査(都道府県労働局調べ。)による。 ・指標2は、相談援助事業を受けた事業所に対し実施した追跡調査(財団法人介護労働安定センター調べ。)による。 ・指標3は、厚生労働省「職業安定業務統計」による。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	助成金支給決定件数(単位:件)	本事業は、助成金の支給により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
2	雇用管理等相談援助事業に係る相談/情報提供件数(単位:千件)	本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
3	「福祉人材ハローワーク(仮称)」等における相談件数(単位:件)	本事業は、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等によるきめ細かな職業相談等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標とした。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: ・指標1及び3は職業安定局調べによる。 ・指標2は(財)介護労働安定センター調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局地域雇用対策室

事業名	雇用創造先導的創業等奨励金（仮称）																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p> <p>施策目標2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること</p>																																			
事業の概要	<p>パッケージ事業を実施する地域において、パッケージ事業による支援を受けた創業予定者の中から、地域雇用創造協議会が地域内で先導的な役割を果たす者として選定したのに対し、創業に要する費用の一部を助成する。</p>																																			
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="395 831 1390 1274"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、その地域における先導的な役割を果たす者として選定された創業者に対して創業費用の一部を助成するものであることから、行政が行うべきものである。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、雇用失業情勢の地域差の是正を図ることを目的とするものであり、各地域における取組に対する支援を全国的見地から行うことが必要であると考えられることから、国が行うべきものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、国に設置された第三者委員会において事業構想の採択の是非を決定するもので、パッケージ事業と併せて実施する助成措置であることから、民営化や外部委託を行うことはできない。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="395 1328 1390 1426"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>助成金の支給により、地域内における先導的な創業者が生まれるとともに、当該事業主の労働者の雇い入れと定着を可能とするものであり、有効な事業である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="395 1473 1390 1527"> <tr> <td>パッケージ事業との相乗的な効果が得られるものであり、効率的な事業である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:200百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 本事業は、その地域における先導的な役割を果たす者として選定された創業者に対して創業費用の一部を助成するものであることから、行政が行うべきものである。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 本事業は、雇用失業情勢の地域差の是正を図ることを目的とするものであり、各地域における取組に対する支援を全国的見地から行うことが必要であると考えられることから、国が行うべきものである。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 本事業は、国に設置された第三者委員会において事業構想の採択の是非を決定するもので、パッケージ事業と併せて実施する助成措置であることから、民営化や外部委託を行うことはできない。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	助成金の支給により、地域内における先導的な創業者が生まれるとともに、当該事業主の労働者の雇い入れと定着を可能とするものであり、有効な事業である。	パッケージ事業との相乗的な効果が得られるものであり、効率的な事業である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																	
(理由) 本事業は、その地域における先導的な役割を果たす者として選定された創業者に対して創業費用の一部を助成するものであることから、行政が行うべきものである。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																	
(理由) 本事業は、雇用失業情勢の地域差の是正を図ることを目的とするものであり、各地域における取組に対する支援を全国的見地から行うことが必要であると考えられることから、国が行うべきものである。																																				
民営化や外部委託の可否	可	否																																		
(理由) 本事業は、国に設置された第三者委員会において事業構想の採択の是非を決定するもので、パッケージ事業と併せて実施する助成措置であることから、民営化や外部委託を行うことはできない。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性	助成金の支給により、地域内における先導的な創業者が生まれるとともに、当該事業主の労働者の雇い入れと定着を可能とするものであり、有効な事業である。																																			
パッケージ事業との相乗的な効果が得られるものであり、効率的な事業である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	本助成金の支給を受けた事業所のうち、本助成金の支給終了後半年を経過した時点で一般被保険者の数が3人以上である事業所の割合(%) (80%以上/平成23年度)	創業に当たり経費助成を受けたことによって、一般被保険者の雇入れ及び定着が図られた結果、引き続き一般被保険者を一定数以上雇用している事業所の割合
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	支給決定件数(件) (20件以上/平成21年度)	本助成金の支給対象となる創業の件数
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局地域雇用対策室

事業名	地域貢献活動分野支援事業（仮称）																																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p> <p>施策目標2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること</p>																																		
事業の概要	<p>雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域社会の活性化に貢献する分野（地域貢献活動分野（保健・医療又は福祉の増進を図る活動や、社会教育の推進を図る活動など））で活動する小規模の法人等を対象に、雇用管理体制をはじめとする経営体制等の整備に関する支援を行うとともに、当該支援を受けて経営体制等の整備を図った法人等が、雇用保険の一般被保険者として労働者を1名以上雇い入れた場合に助成金を支給することにより、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域における新たな分野での雇用機会の開拓を図るものである。</p>																																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(理由) 地域を支える地域貢献活動分野において活動する法人等を更に新たな雇用の場として発展させ、地域の雇用構造を改善するものであり、民間の持つノウハウを活用しつつ実施するモデル事業である。</p> </td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(理由) 本事業は、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域を対象として、地域の雇用構造を改善する新たな方法を試行するモデル事業であり、国が直接行うべきものである。</p> </td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(理由) 本事業のうち、地域貢献活動分野で活動する法人等に対して経営体制等の整備に関する支援等を行う事業については、いわゆる中間支援組織等をはじめとする民間団体の中から、企画競争入札により選定されたものに対して委託するものであり、民間のノウハウを積極的に活用するものである。</p> </td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"> <p>事業の有効性</p> <p>委託事業により経営体制等を整備するとともに助成金を支給することで、資金面の問題から雇い入れに踏み出すことができない法人等の発生を防ぐことができ、助成金が支給されている間に助成金に頼らず雇い入れを継続する体力を法人等が身につけられるようにすることを目標としているため、地域貢献活動分野において活動する法人等を雇用の場として開拓することができる。</p> <p>また、地域貢献活動分野において活動する法人等の経営基盤が強化されることにより、地域社会の活性化につながり新たな雇用機会が創出されるといった波及効果が期待できる。</p> </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"> <p>法人等のニーズを把握した上で事業を実施することとしており、支援の対象とする法人を絞り込み、もう一步のところ雇い入れに踏み出せないでいる法人等に対して集中的に支援することとしており、効率的に事業が実施できる。</p> </td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:123百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	<p>(理由) 地域を支える地域貢献活動分野において活動する法人等を更に新たな雇用の場として発展させ、地域の雇用構造を改善するものであり、民間の持つノウハウを活用しつつ実施するモデル事業である。</p>				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	<p>(理由) 本事業は、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域を対象として、地域の雇用構造を改善する新たな方法を試行するモデル事業であり、国が直接行うべきものである。</p>				民営化や外部委託の可否	可	否		<p>(理由) 本事業のうち、地域貢献活動分野で活動する法人等に対して経営体制等の整備に関する支援等を行う事業については、いわゆる中間支援組織等をはじめとする民間団体の中から、企画競争入札により選定されたものに対して委託するものであり、民間のノウハウを積極的に活用するものである。</p>				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				<p>事業の有効性</p> <p>委託事業により経営体制等を整備するとともに助成金を支給することで、資金面の問題から雇い入れに踏み出すことができない法人等の発生を防ぐことができ、助成金が支給されている間に助成金に頼らず雇い入れを継続する体力を法人等が身につけられるようにすることを目標としているため、地域貢献活動分野において活動する法人等を雇用の場として開拓することができる。</p> <p>また、地域貢献活動分野において活動する法人等の経営基盤が強化されることにより、地域社会の活性化につながり新たな雇用機会が創出されるといった波及効果が期待できる。</p>	<p>法人等のニーズを把握した上で事業を実施することとしており、支援の対象とする法人を絞り込み、もう一步のところ雇い入れに踏み出せないでいる法人等に対して集中的に支援することとしており、効率的に事業が実施できる。</p>
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																
<p>(理由) 地域を支える地域貢献活動分野において活動する法人等を更に新たな雇用の場として発展させ、地域の雇用構造を改善するものであり、民間の持つノウハウを活用しつつ実施するモデル事業である。</p>																																			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																
<p>(理由) 本事業は、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域を対象として、地域の雇用構造を改善する新たな方法を試行するモデル事業であり、国が直接行うべきものである。</p>																																			
民営化や外部委託の可否	可	否																																	
<p>(理由) 本事業のうち、地域貢献活動分野で活動する法人等に対して経営体制等の整備に関する支援等を行う事業については、いわゆる中間支援組織等をはじめとする民間団体の中から、企画競争入札により選定されたものに対して委託するものであり、民間のノウハウを積極的に活用するものである。</p>																																			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																	
(有の場合の整理の考え方)																																			
<p>事業の有効性</p> <p>委託事業により経営体制等を整備するとともに助成金を支給することで、資金面の問題から雇い入れに踏み出すことができない法人等の発生を防ぐことができ、助成金が支給されている間に助成金に頼らず雇い入れを継続する体力を法人等が身につけられるようにすることを目標としているため、地域貢献活動分野において活動する法人等を雇用の場として開拓することができる。</p> <p>また、地域貢献活動分野において活動する法人等の経営基盤が強化されることにより、地域社会の活性化につながり新たな雇用機会が創出されるといった波及効果が期待できる。</p>																																			
<p>法人等のニーズを把握した上で事業を実施することとしており、支援の対象とする法人を絞り込み、もう一步のところ雇い入れに踏み出せないでいる法人等に対して集中的に支援することとしており、効率的に事業が実施できる。</p>																																			

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	労働者定着率 (%) (50%/平成23年度)	本事業により雇入れられた労働者のうち、事業終了後半年を経過した時点においても引き続き雇用保険の一般被保険者として雇入れられている者の割合
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	支援対象法人等数 (団体) (150団体/平成22年度)	本事業により経営体制等の整備を図った法人等の数
2	支給決定件数 (件) (300件/平成22年度)	本事業により労働者の雇入れを行った事による助成金の支給決定件数
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び指標2は、共に職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局若年者雇用対策室

事業名	フリーター常用就職支援事業の拡充																																				
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																				
事業の概要	<p>全国のハローワークにおいて実施しているフリーター常用就職支援事業について、対象者を30代後半の不安定就労者まで拡大し、職業相談・紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施するため、フリーター常用就職サポーターの増員を行い、常用雇用化に向けた一貫した就職支援の強化を行う。</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) フリーター常用就職サポーターについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td>フリーター常用就職サポーターが、就職活動に関する個別相談・指導助言、職場定着支援等を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">効率性</td> <td>全国のハローワークにおいて、ハローワークの有するノウハウや全国ネットワークを最大限活用しつつ、フリーター常用就職サポーター等の担当制による一貫した就職支援を実施することにより、フリーター等の常用雇用化を促進することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:839百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) フリーター常用就職サポーターについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	フリーター常用就職サポーターが、就職活動に関する個別相談・指導助言、職場定着支援等を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。	効率性	全国のハローワークにおいて、ハローワークの有するノウハウや全国ネットワークを最大限活用しつつ、フリーター常用就職サポーター等の担当制による一貫した就職支援を実施することにより、フリーター等の常用雇用化を促進することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。																																					
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																			
(理由) フリーター常用就職サポーターについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																			
(有の場合の整理の考え方)																																					
事業の有効性	フリーター常用就職サポーターが、就職活動に関する個別相談・指導助言、職場定着支援等を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。																																				
効率性	全国のハローワークにおいて、ハローワークの有するノウハウや全国ネットワークを最大限活用しつつ、フリーター常用就職サポーター等の担当制による一貫した就職支援を実施することにより、フリーター等の常用雇用化を促進することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	公共職業安定所におけるフリーター常用雇用化数(単位:人)	本事業における常用雇用化数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	公共職業安定所における支援対象新規求職者数(単位:人)	本事業における支援対象とした新規求職者数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部署名：職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等																																				
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																				
事業の概要	若者の応募機会の拡大等に係る事業主等の理解の促進を図るとともに、事業主からの相談に応じるため、ハローワークに配置されている若年者雇用アドバイザーの増員、事業主団体に対する周知・啓発等に係る委託事業においてモデル企業による取組の普及の実施など、事業主への相談機能の充実等を図る。																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。 事業主団体等を通じた年長フリーター等の応募機会拡大の推進については、既に地域の事業主団体等に委託して実施しており、モデル企業による取組の普及についても、地域の事業主団体等に委託して実施することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">若年者雇用アドバイザーによる企業訪問等による働きかけや、事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等は、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">また、既に平成20年度において実施している若者の応募機会拡大に係る事業主団体等への委託事業の一環として、各地域においてモデル的な取組を行う企業を選定し、その取組状況や成果について、地元新聞紙上等への掲載や、厚生労働省ホームページにおける周知等により、全国に広く発信することは、若者の応募機会拡大に係る社会的気運の高まりに資するものであり、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:376百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。 事業主団体等を通じた年長フリーター等の応募機会拡大の推進については、既に地域の事業主団体等に委託して実施しており、モデル企業による取組の普及についても、地域の事業主団体等に委託して実施することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無		事業の有効性		若年者雇用アドバイザーによる企業訪問等による働きかけや、事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等は、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。		若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。		また、既に平成20年度において実施している若者の応募機会拡大に係る事業主団体等への委託事業の一環として、各地域においてモデル的な取組を行う企業を選定し、その取組状況や成果について、地元新聞紙上等への掲載や、厚生労働省ホームページにおける周知等により、全国に広く発信することは、若者の応募機会拡大に係る社会的気運の高まりに資するものであり、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																		
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																		
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。																																					
民営化や外部委託の可否	可	否																																			
(理由) 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。 事業主団体等を通じた年長フリーター等の応募機会拡大の推進については、既に地域の事業主団体等に委託して実施しており、モデル企業による取組の普及についても、地域の事業主団体等に委託して実施することとしている。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無																																			
事業の有効性																																					
若年者雇用アドバイザーによる企業訪問等による働きかけや、事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等は、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。																																					
若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。																																					
また、既に平成20年度において実施している若者の応募機会拡大に係る事業主団体等への委託事業の一環として、各地域においてモデル的な取組を行う企業を選定し、その取組状況や成果について、地元新聞紙上等への掲載や、厚生労働省ホームページにおける周知等により、全国に広く発信することは、若者の応募機会拡大に係る社会的気運の高まりに資するものであり、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。																																					

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーの相談助言活動を行った事業所のうち、新たに若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合(単位:%)	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った事業所のうち、新たに通年採用の導入等「青少年の応募機会の拡大に関する指針」に掲げる若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数(単位:件)	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数により、当該事業の実施状況を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)